

神武紀の「八紘為宇」

の令について

中小路 駿 逸

はじめに

『日本書紀』神武紀、即位前紀己未年三月辛酉朔丁卯（七日）の条に記載された「令」に、「兼六合」、また「掩八紘為宇」の語句が見えるのは、周知のことである。また、これらの語句が中国の典籍に典拠をもつこと、およびその典拠が具体的にどの書のどの箇所であるかも、周知のことに属する。

ここに問題とするのは、まず、これらの語句が、『日本書紀』の記述内容において、あるいは同書の成立の時期（秦上、養老四〇七二〇〇）において、どういう意味を持っていたか、あるいは持たされていたか、という点である。

さらに、これらの語句を含む「令」が、『日本書紀』の記述の流れのなかにおいて、どういう意味を持たされた

ていたのか、という点なのである。

—

問題の語句の典拠が何であるかという点については、はじめにいったように、とくに問題はない。

が、そのことは、典拠についていかなる意味でも問題がないということの意味しない。

問題は、あるのである。典拠となった文章においてその句が持っていた、あるいは持たされていた意味、これである。

この問題は、当面の「令」の文辞自体から、必然的に発生する。

「令」の全文、およびそれを通常の漢文風に読み下したものを次に掲げる。

自我東征、於茲六年矣。頼以皇天之威、凶徒就戮。

雖辺土未清、余妖尚梗、而中洲之地、無復風塵。

誠宜恢廓皇都、規摸大壯。而今運属屯蒙、民心

朴素。巢棲穴住、習俗惟常。夫夫人立制、義必隨時。

苟有利民、何妨聖造。且当披扈山林、經宮室、

而恭臨宝位、以鎮元元、上則答乾靈授國之德、下則

弘皇孫養正之心。然後、兼六合以開都、掩八紘而為

字、不亦可乎。觀夫敵傍山、敵傍山、此云宇禰糜夜摩。東南檀原地者、蓋國之壤区乎。可治矣之。

我が東征して自り、茲に於いて六年なり。頼むに皇天の威を以てし、凶徒、戮に就く。辺土、未だ清まらず、余妖、尚ほ梗しと雖も、而も中洲の地、復た風塵無し。誠に宜しく皇都を恢廓し、大壯を規模すべし。而も今、運は屯蒙に属し、民心は朴素なり。

巢樓・穴住、習俗、惟れ常なり。夫れ大人の制を立つるや、義、必ず時に随ふ。苟くも民を利すること有らば、何ぞ聖造を妨げむ。且く当に山林を披き払ひ、宮室を経営して、恭しく宝位に臨み、以て元元を鎮め、上は則ち乾靈の国を授くるの徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ふの心を弘むべし。然る後、六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて字と為さむこと、亦た可ならずや。觀れば夫の敵傍山、敵傍山、此を宇禰糜夜摩と云ふ。の東南、檀原の地は、蓋し國の壤区か。治すべし。

「東征」を始めてから、六年になった。まわりにはまだ服従しない勢力があるが、「中洲の地」は支配下にある。宮殿をつくり、王位について民を治めよう。

そのように述べたあとに、問題の字句が現れる。

「然る後、六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて字と為さむこと、亦た可ならずや。」——と。

そして、宮室を経営すべき地として特定の地を指定して、令は結ばれる。

さて、問題の語句の意味は、どのように理解すべきなのか。

言う意味はこうである。この場合の「六合」といい「八紘」というのは、どこからどこまでのことであるか、どの範囲のことであるか。——この意味なのである。

そして、この点の詮索のために、この語句の、典拠とされた文章において持っていた意味が、問題となるのである。

二

六合を兼ねて都を開き、

八紘を掩ひて字と為す。

この句の典拠については、谷川士清『日本書紀通証』には「兼六合」について

履至尊而制六合。

(過秦論)

を、「掩八紘」について

八紘、八方也。

(列子註)

を挙げる。ただし、これらはそれぞれに「六合」、「八絃」の先行使用例ではあるが、当面の句の典拠とは言いがたい。

河村秀根『書紀集解』には両句について

古先帝世、曾一覽八絃之洪緒、

劉曰、淮南子曰、九州外、有八沢方千里、八沢之外、有八絃、亦方千里。蓋八索也。

良曰、九州之外、有八絃。絃、綱紀也。言為天地之綱紀。

と、『文選』の『吳都賦』の六臣註の文を引く。ただし、これまた、「八絃」についての先行使用例の挙示にとどまる。

小島憲之『上代日本文学と中国文学』に、『吳都賦』からならば前出の句の直後の

一六合而光宅

をも挙ぐべく、かつ『吳都賦』を引くならばむしろ『蜀都賦』の

廓靈関以為門、包玉壘而為宇、
《中略》兼六合而交會焉。

を引くべく、津田左右吉説の

廓宇宙而作京、《中略》宅付庸而開宇

(魯靈光殿賦)

よりもやはり『蜀都賦』によるとみるべく、総じて神武紀は「直接」に文選語を利用したものとす。

いま、当面の句と中国文献の辞句とを対比するに、

兼六合以開都、掩八絃而為宇。

と、「兼六合」・「八絃」、「為宇」の語を含む当面の句は、「一六合」・「八絃」を含む『吳都賦』、「兼六合」・「為宇」を含む『蜀都賦』の範囲に対応しており、他によりよく対応する例が見いだせないかぎり、——そして、私にはまだそのような例が見いだせない。——この兩賦以外のどこにも対応させることができない。

また、兩賦のうちいずれによりよく対応するかといえば、「八絃」の語のみは『吳都賦』のほうにあるけれども、「兼六合」、「為宇」は『蜀都賦』に句として対応しているのであるから、より多く典拠としたものは『蜀都賦』であることになる。

すなわち、小島説の妥当性は、動かない。

当面の句の典拠については別に問題はないといったのは、こういう理由によるのである。

ここに問題とするのは、その次のこと、これらの辞句の、兩賦のなかでの意味なのである。

古、先王の世、八紘の洪緒を曾覽し、六合を一にし
て光宅し、遐宇に翔集せり。(呉都賦)

この「八紘」・「六合」は、それぞれ、どういう範囲
のことなのであろうか。

「八紘」は、八方のシミ、また、ハチあるいはハチに
近い地をさし、「六合」は、天地と四方をさすこと、古
典籍の用例によって明らかである。

九州の外に、乃ち八殯有り。△中略▽八殯の外に、
八紘有り。亦、方千里。△中略▽八紘の外に、乃ち
八極有り。(淮南子 墜形訓)

日月の経ること千里ならざれば、則ち六合を燭らし
八紘を燭かす能はず。(漢書 楊雄伝)

師古曰はく、六合は、天地四方を謂ふなり。八紘
は、八方の綱維なり。(同 註)

神なること六合に通ず。(呂覽 審分)
六合は、四方・上下なり。(同 註)

では、『呉都賦』の「八紘」と「六合」は、どうい
う意味であらう。

この辞句が舜の事績を述べたものであること、異説を

見ない。昔、帝舜の世には、「八紘」におけるおのが治
績をすべて見めぐり、「六合」を一つの家のごとくにし
てわが住まいとなし、はるかなる地、それはかれの崩じ
たという蒼梧の地をさすのであろうが、そこにまで巡遊
したものの。——というのである。

とすると、この場合の「六合」・「八紘」の範囲は、
帝舜の巡遊した範囲にひとしいこととなる。すなわち、
およそ東海・南海の岸よりはウチの、中国本土の範囲内、
ということにならうか。

次に、『蜀都賦』である。

靈関を廓にして門と為し、玉壘を包ねて宇と為す。
二江の双流を帯び、蛾眉の重阻に抗ふ。水陸の湊ま
る所、六合を兼ねて交会し、豊蔚の盛んなる所、八
区に茂んにして菴藪たり。

この句において「為宇」とは、また「兼六合」とは、
何か。

この賦は、蜀という、山に囲まれた盆地、その都を
ほめる意味のものである。

よって、この場合の「為宇」とは、中島千秋『文選(賦
篇)上』に積することく、都の南の靈関の山を切り開い
たのを前門と見なすのに対して、北なる玉壘の山を都が

抱きこんで宇、すなわち屋根となしたと見立てたもの、とするのが妥当なように思われる。

では、「六合」についてはどうか。

この場合の「六合」は、それを「兼ねて」「交会す」というものである。

「兼ね」は、別々のものを、並べたままで包みこむことであり、融合の意をもつ「一にして」とは異なるものである。

兼、并也。（説文、左氏伝註）

兼、謂包之。（書經疏）

「交会」は、別々のものが一箇所にやってきて、そこにおいて影響しあうことであらう。

とすると、この「六合」は、単に天地や四方なのではなくて、前出中島書の説に言うように、一年のなかの季節の秩序と調和であるようである。

六合。孟春と孟秋と合為り、仲春と仲秋と合為り、

季春と季秋と合為り、孟夏と孟冬と合為り、仲夏と

仲冬と合為り、季夏と季冬と合為り。

（淮南子 時則訓）

そして直後には、農林の物産の豊富なることが述べられている。

こう見てくると、問題の句の意味は、中島説のように、およそ次のようなものとならざるをえない。

あたりの山をもって門となし、屋根となし、四季の秩序と調和の保たれたなかに位置する都であるのだ。——この意味にである。

そして当面の、神武紀の令の句が、より多く典拠とするものは、この『蜀都賦』の句である。

そしてこの令は、大和の地において、橿原の地を望みつつ発せられたかたちのものであり、その大和の地なるものが、南には熊野まで重畳する山岳地帯を控えつつ、橿原の地を含めてまずは盆地部であること、疑う余地がない。

盆地における宮室の経営と即位との意思を宣言したこの令が、盆地の都をほめる『蜀都賦』の句を典拠としている。理の当然であらう。

かく見来たれば、私はついに、一つの帰結に到達せざるをえない。

神武紀の令の問題の句における「六合」は、盆地内の四季の秩序と調和であり、「八紘」は、舜の事績についてのこの語の含む範囲が必ずしも中国の東・南の海岸のソトや西・北の山岳や砂漠のソトに及ぶものではなかつ

たと同じく、必ずしもこの列島のナギサのすべてを含むものでも、ましてそれよりソトを含むものでもない。

つまるところ、この句の意味内容は、蜀都がそうであるように、山に囲まれた盆地のウチの、四季の秩序と調和のなかに都を構え、山に限られた天地を一つの屋根のもとの家として、領土と主権を保持しようという意思の表明にほかならない。——この帰結にである。

四

右の帰結について、検証しよう。

まず、ここに一つの事実がある。

問題の句を含む令には、また、次の句が含まれている。

辺土、未だ清まらず、余妖、尚ほ梗しと雖も、中洲の地、復た風塵無し。

支配下に収めた地は、その周辺に、なおいまだ支配の及ばざる地を残している。——そう告げられているのである。

また、一つの事実がある。

神武紀の即位後の記事のなかに、それはある。

三十有一年の夏四月の乙酉の朔、皇興、巡幸す。因りて腋上の嘘間丘に登りて、国の状を廻望して曰は

く、「妍哉乎、国を獲つること。妍哉乎、此を鞅奈耳あなな夜といふ。内木綿の真逆き国と雖も、猶ほ蜻蛉の臂あきづ咄のごとし」と。是れに由りて、始めて秋津洲の号有るなり。

この君主の関心の的、すなわちその獲得した領土は、大和の盆地をめぐる山々のウチに限定されていて、瀬戸内をも、筑紫をも含んではない。たしかにのちには秋津洲の名が日本の総名にまで拡大されたが、ここではまだ、そこまではいっていないのである。

また、次の事実がある。

『日本書紀』には、神武紀よりあとに、崇神紀において、北陸・東海・西道・丹波に、それぞれ平定のために將軍を派遣したという記事がある。これはすなわち、これより前にはそれらの地域は、まだ大和の王権の勢力下にはなかったという体裁にほかならない。

そのあとに、武埴安彦を木津川のほとりに破り、相手は河内の樟葉のほうへ敗走したという記事が見える。これは、生駒山の西はこのとき以前において、まだ大和の勢力下にはなかったという体裁ではないか。

さらにあとの景行紀に、九州と東国への平定行の記事が見える。すなわち大和を中心として、次第に王権が周

辺に及んでいったという体裁でなくて何であろう。

こういう話の流れの前におかれた「八紘為宇」の令。その意味するところは、日本列島の統一の実現でもなく、九州から大和までの統一、すなわち領土の拡大でもなく、大和の盆地での自足状態の実現への満足の表明、それにすぎないものではないか。

五

いな、この句は未来における領土の拡大を予期し、大和なる都を天下の中心と予見した体裁のものであって、「六合」は天地・四方、「八紘」は世界のハテの意味でしかありえない。げんに令の文にも、「然る後、六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇と為さむ」とあるではないか。「然る後」とは、宮室を檀原に経営しおわつてのちのことなのである。——このような反論があるであろうか。

「然る後」というのは、「そのことのとあとで、あらためて」という意味であろうか。

然る後、出でて客を迎ふ。(礼記 曲礼上)

孔子曰はく、如し王者有らんに、必ず世にして然る後、仁ならん。(論衡 宣漢)

右の『礼記』の例は、「その状態になつてはじめて出迎える」の意であり、『論衡』の例もまた、「一世(三十年)経過してはじめて」の意である。

「世」は、三十年である。

世、三十年為一世。

(説文)

また、

怨みを諸侯に構へ、然る後、心に快きか。

(孟子 梁惠王上)

右の例は、「その状態になつた上で」の意である。

いずれも、「ある状態が実現し、その効果が及ぶ範囲において」という影響関係、因果関係を示す語句であつて、ある事件のあとにあらためて別の事件が起こるといふ、ことがらの前後関係を示す語句ではない。

よつて、問題の句の意味は、「宮室をつくり、この地の王となろう。そうなつたら必然の結果として、このうるわしい盆地で自足した王権が維持できることとなる。なんとよいことではないか。」——この意味となるほかないのである。

この令を盆地王権の自足宣言とする帰結は、やはり動かす必要がないようである。

六

私はすでに、さきだつ諸論考^②において、次のことを析出し、論証した。

一 神代紀・神武紀には、九州に降臨した古き世の王の子孫のひとりが大和で即位してわが王朝の初代王となつたとするされている。これは八世紀につながる大和の王権が、もと九州の王家の傍流の子孫のひとりによって樹立されたものであることの、八世紀の朝廷による宣言でなくて何であろう。そしてこの宣言の内容は、通念よりもひかえめであるがゆえに、真否を疑うべき理由がない。すなわち、ここに示された王朝史の筋は、真なのである。『古事記』にも、これと矛盾する記事はない。

二 『日本書紀』には、わが朝における仏法は、敏達朝に播磨から伝わったのが初めだと明記されている。これはその時期（六世紀末期）においてこの王権が、いまだ播磨を領するにいたらぬ一地方権力であったことの、朝廷自体による宣言でなくて何か。

三 阿蘇山のある山島に都する王権から、西と南は大海、東と北は大山で終わる領土をもつ王権への、代表者の交替^③が唐代に入つてのち、およそ七世紀後半から八世紀

初にかけての時期に起こり、八世紀に入ればすでにこの変化は成就していたことが、中国史書『旧唐書』、『唐会要』も加え得よう。や、日本人に贈られた唐詩から見てとれる。とくに唐詩の例は、相手の日本人（遣唐使）から聞いて即座に認識を改めたという例を含み、その信憑性を疑うに足る史料を私は知らない。

他にもあるが、おもなものは右の三つである。

いま、神武紀の令の示すところもまた、右にあげた歴史像とのあいだに、対応こそあれ矛盾を見せぬものである。

ここに次第に彫りを深くしてくる歴史像は、従来の通念とは真っ向から対立し、古田武彦氏の提唱するもの^③とは合致するものである。

これを、多数説に反し、孤立した奇説にのみ合致するもの、したがって当然無視して可なる奇説と見るのは、あたらない。

なんとなれば、私がさきだつ諸論考からこの論考にかけて述べていることは、要するに史料を作つた古人がそこにそう言っていることを、そう言っていると取り次いでいるだけのことなのであり、しかも国内史料、外国史料を通じて別段矛盾の見あたらないものなのであるから、

これを無視して可なる誤りと見ることは、とりもなおさず、ある時期の史料をすべて敵にまわして、然る後、その時期の歴史像を語ろうとするにひとしいもののように、私には思われる。この場合、その論者は自身のその歴史像を、何を根拠として構築しているのであろうか。通念によってか。その通念の本来の根拠は何か。

この「通念の本来の根拠」の問題については、私はすでに別に私の考えを述べている。⁴⁾よって、ここにはとくにこれ以上くわしくは言わない。

おわりに

この論考は、問題の令の内容について、ただ、かたはしにのみ踏みこんだにすぎぬものである。

全文にわたり、また、個々の語について、なお分析し考察すべき点は多々あるが、別の機会にゆずる。

注

- (1) 小島憲之「作品の出典問題をめぐって」(日本史研究)六号)、丸山二郎「神武天皇紀一節の解説について」(「日本古代史研究」一九四二〇昭和二二〇

年)が先行する。

- (2) 「神武東征の意味」(「愛媛大学教養部紀要」一六号、一九八三〇昭和五八〇年)、⁵⁾「仏法伝来とは何か」(「市民の古代」八、一九八六〇昭和六一〇年)、⁶⁾「唐詩の日本古代史像」(「日本文学の構図」桜楓社、一九八三〇昭和五八〇年所収)、⁷⁾「旧・新唐書の倭国・日本国像」(「市民の古代」九、一九八七〇昭和六二〇年)など。

- (3) 「失われた九州王朝」、『盗まれた神話』(いずれも朝日新聞社刊、角川文庫に入る)その他多数。

- (4) 「古田論証との出会い」(「市民の古代」四、一九八四〇昭和五九〇年)、「答えが先か根拠が先か」(「季節」一二、一九八八〇昭和六三〇年)、「古田史学と日本文学」(「市民の古代」一〇、一九八八〇昭和六三〇年一〇月)、「古田武彦ノート」新泉社、「市民の古代合本二」〇一九八八(昭和六三〇年一月〇所収)など。

本文の引用は、記・紀は日本古典文学大系、漢籍は新釈漢文大系、十三経注疏、百納本二十四史にあるものはそれにより、他は四部叢刊によった。